

令和4年 第7回 定例教育委員会 会議録

日 時	令和4年7月22日(金) 13時55分～15時00分
場 所	阪南市役所第2会議室
出席者	<p>〈教育委員会〉</p> <p>教 育 長 橋 本 眞 一          教育長職務代理者 森 口 賢 二          委 員 八 田 三 紀          委 員 辻 雅 之          委 員 水 島 浩 子</p> <p>〈事務局(生涯学習部)職員〉</p> <p>部 長 伊 瀬 徹          生涯学習部副理事 丹 野 恒          副理事兼教育総務課長 中 川 准 樹          副理事兼学校給食センター所長 河 野 貢          副理事兼生涯学習推進室長 矢 島 建          副理事兼図書館長 加 藤 靖 子          学校教育課長 石 原 慎          中央公民館長 伊 藤 典 明          教育総務課参事 吉 見 勝 吾          生涯学習推進室参事 中 出 篤          学校教育課長代理 鈴 木 恒 一</p>
事務局	教育総務課総括主査 中 山 直 子
書記	教育総務課総括主査 中 山 直 子
傍聴者	なし

## 会議の要旨

(教育長)

令和4年第7回定例教育委員会を開会する。

本会議は、出席委員が定足数に達しており、有効に成立している。

署名委員に辻委員を指名する。

### ◆承認事項第1号「令和4年第6回定例教育委員会会議録について」(教育総務課)

(教育長)

承認事項第1号「令和4年第6回定例教育委員会会議録について」であるが、本会議録は、教育委員会会議規則第5条第2項の規定に基づき、委員会の承認が必要である。

意見、質問等はないか。

(全委員)

意見、質問等なし。

(教育長)

承認事項第1号について、案のとおり承認されたものとする。

### ◆協議事項第1号「阪南市立文化センター及び阪南市立図書館指定管理者候補者の選定について」(生涯学習推進室)

(教育長)

協議事項第1号「阪南市立文化センター及び阪南市立図書館指定管理者候補者の選定について」生涯学習推進室の説明を求める。

(生涯学習推進室長)

令和5年4月1日から令和10年3月31日を指定期間とした、阪南市立文化センター及び阪南市立図書館の指定管理者を指定するための措置として、令和4年第3回定例会に提案するため、教育委員会に協議するものである。

資料に基づき、説明する。

(教育長)

ただいまの説明を受けて、意見、質問等はないか。

(教育長職務代理人)

応募があった2団体それぞれの「売り」はどういったところか。また、5年間の指定期間中も教育委員会から指導等はできるのか。

(生涯学習推進室長)

今回応募のあった2団体については、候補者第1位の総合点が1,714点で2,310点満点に対する得点率が74.2%、候補者第2位の総合点は1,642点で得点率71.1%と、いずれも候補者として選定する得点率60%を大きく上回っており、高いレベルでの競争になったと考えている。ご質問いただいた、それぞ

れの団体は、資料の3頁「(4) 選定委員会による指定管理者候補者第1位の主な選定理由及び意見」の「主な選定理由」に示すとおり、候補者第1位については、施設を安定して管理する事業実績と人員配置の提案、特に、図書館に関する深い見識等が高く評価された。候補者第2位は、「主な意見」にあるように、文化センターと図書館の一体的な運営による魅力の創出や、ホールの各施設の活用に係る提案は候補者第1位より高く評価された。

なお、選定委員会に係る情報の公表については、現在、公表する情報の種別と内容を生涯学習推進室と図書館で精査しているところであり、今回ご質問いただいた2団体の優れた点、いわゆるセールスポイントは、各団体から提出された提案書類に明記されているものの、公表できない情報に該当する可能性があるため、現時点では詳細な回答ができないことをご理解いただきたい。

また、既に指定管理者制度を導入している留守家庭児童会、文化センター、社会体育施設、地区公民館については、毎月1回、定例会や館長会議等の名称で指定管理者との会議を開催し、各施設の運営や事業実施における課題や情報の共有を始め、対応方法等について意見交換したり、必要に応じて指導や指示を行ったりしている。令和5年度以降の文化センター及び図書館の指定管理者とも、同様に定例会を開催して情報共有に努めるとともに、指定管理者が適正な管理運営・良好なサービスの提供を行っているかを管理・監督するモニタリングを実施し、必要に応じて改善を指示するなどして、次年度以降の業務内容に反映することとしている。

(教育長職務代理者)

今後のサービス向上のためには、ICT化が欠かせない。指定管理者制度に移行しても、積極的に推進されたい。

(辻委員)

指定管理者に対するモニタリングを実施することだが、阪南市立文化センター協議会、阪南市立図書館協議会も、館長に対し、事業についての意見を述べることのできる機関である。来年度以降の二つの協議会の開催はどうなるのか。候補者第1位の団体はそれぞれの得意分野を持つ会社2社から構成されたグループ体であるため、従来どおり別々に開催されるのか。もし、今回2位となった団体が指定管理者となっていれば、指定管理者1社に対して協議会が二つとなるため、まとめて開催することになったのか。

(生涯学習推進室長)

これまでの文化センター協議会には指定管理者も出席しており、協議会から指定管理者に意見を述べることで、ある意味チェック機能としての役割をも担っていたが、令和5年度以降は、モニタリングの評価と総括は選定委員会が行う。そのため、通常業務についてのチェックは選定委員会が行う一方、文化センター協議会は阪南市立文化センター条例に基づき、文化、芸術の普及及び振興のために審議し、また、図書館協議会は図書館法に基づき、諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕について意見を述べるという、本来の役割を果たすこととなる。

指定管理者選定の過程では、文化センターと図書館という、全く性質の異なる施

設を一体的に指定管理者制度へ移行するということの難しさも痛感したところであり、今後二つの協議会を一本化できるのか、見定めていく必要があると考え、当面は各協議会をそれぞれ開催しながらも、年に一度は共に参加して議論する場を設けることなどを提案していく。

(辻委員)

選定委員会が、選定して終わり、ではなく、その後もモニタリングしてくれるのであれば、選定委員会を中心として、二つの協議会が建設的な意見を交わしていくことを願っている。

(教育長)

二つの協議会の議事録を読むと、それぞれが良い議論をしていることがうかがえる。そういった場を大切にしながらも両者が手を携えていくこと、そして、選定委員会が指定管理者制度移行後も業務の点検・評価を行っていくこと、これらのことをしっかりと進めていくことが重要だ。

選定にあたっての評価・選定項目にはどういったものがあったのか。

(生涯学習推進室長)

事業者募集の要項に掲げた選定基準は7項目あり、そのうち配点が大きかったのは、複合施設の一体的な運営による新たな魅力の創出が図られること、管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有すること、管理経費の縮減が図られること、文化芸術振興が図られること、図書館の活性化が図られること、であった。

(教育長)

選定委員の皆様が、何を重視して選ばれたのかがわかる。

文化センターは既に指定管理者による運営であるが、それに加えて図書館も一体的に指定管理者が運営するというのは、全国的に見ても珍しいケースであり、先例も少ない中、選定委員会には各方面の専門家に参加していただいた。選定委員会ではどのような様子だったのか。

(生涯学習推進室長)

委員会は、学識経験を有する者2名、社会教育に関する見識のある者1名、文化芸術振興に関する見識のある者2名、図書館の運営及び利用等に関して見識のある者2名、そして教育委員会事務局職員2名の計9名の委員で構成されている。第1回及び第2回選定委員会では、事務局が示した選定基準案に対し、それぞれのお立場からの深い見識に基づいたご意見について議論が交わされた。また、第3回選定委員会では応募団体に対し、専門的な知識や阪南市の実情を踏まえた多岐にわたる質疑が出て、充実したプレゼンテーションとなった。委員それぞれの立場で意見を出しながら他分野の専門家の見解も尊重するという、より良い施設にしたいという全委員の思いが一つになった選定委員会であり、ある委員からはメンバーの人選が的確で、やりがいがあったとのお褒めの言葉をいただいた。

令和5年度からは同委員会にモニタリングをお願いすることになるが、引き続き有意義なご意見やご指摘がいただけるものと考えている。

(教育長)

熱心な議論のうえで選定していただき、事務局も学ぶところが大きかったことと思う。一体的な指定管理に向け、事務を滞りなく進められたい。

(八田委員)

理事者の説明を聞き、文化センターと図書館を安心して任せられると思った。候補者第1位となった団体を構成する各社は、文化センターや図書館の指定管理についてどの程度のノウハウを持っているのか。

(生涯学習推進室長)

株式会社大阪共立は、現在も文化センターの指定管理者であり、劇場やイベントに関する各種業務を始めとする事業を全国展開している共立グループの一員であり、グループはホールの運営を多数受託している。また、株式会社図書館流通センターは、図書館の指定管理の第一人者と言うべき事業者で、司書資格を持つ職員が多数在籍し、図書館運営のノウハウも多数持っている。

(八田委員)

阪南市のような小さな市に、大手が応募してくれたのはありがたい。施設の運営はモノではなくヒトが重要である。指定管理者がこれまで蓄積したノウハウを活かして運営されることを願っている。

(教育長)

図書館に新たに指定管理者制度を導入するに当たって、多くの市民から不安であるとの声をいただいたし、本会議でも多くの議論を重ねてきた。だが、選定委員会がしっかりと選定した事業者であるという説明に努めていけば、市民も安心してその運営に希望を持つことができる。令和5年度以降も、多くの方が注目しているということを忘れず、事務遂行に努められたい。

他に、意見、質問等はないか。

(全員)

意見、質問等なし。

(教育長)

議決事項第1号について、案のとおり協議が整ったものとする。

#### ◆議決事項第1号「令和5年度使用義務教育諸学校教科用図書の採択について」(学校教育課)

(教育長)

議決事項第1号「令和5年度使用義務教育諸学校教科用図書の採択について」学校教育課の説明を求める。

(学校教育課長代理)

令和4年4月13日付けで大阪府教育委員会教育長から、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条及び同法施行令第15条第1項の規定に基づき、令和5年度の教科用図書は令和4年度の教科用図書と同一の教科書を採択しなければならないことが通知された。そのため、小学校と中学校の令和5年度使用

教科用図書の全てに、令和4年度と同一の教科用図書を採択することについて、教育委員会の議決を求める。

資料に基づき、説明する。

(教育長)

小学校、中学校それぞれいつまでこれらの教科用図書を使用するのか。

(学校教育課長代理)

小学校は令和4年度に検定があり、令和5年度に採択し、令和6年度から新しい教科用図書を使用する。中学校は令和5年度に検定、令和6年度に採択し、令和7年度から使用する。

(教育長)

現在使用している教科用図書を採択する際は、従来のものとは異なり、電子資料とのつながりを重視した。学校現場での活用状況は。

(学校教育課長)

児童・生徒に一人1台貸与されているタブレット端末を用いて教科用図書のQRコードを読み取り、学習活動に適宜活用している。次の採択に向けて、その状況を検証していきたいと考える。

(教育長)

電子機器の導入により資料集の購入は減ったのか。

(学校教育課長)

タブレット端末で調べられることが増えてきているので、活用次第では減らせると思う。

(教育長)

他に、意見、質問等はないか。

(全員)

意見、質問等なし。

(教育長)

議決事項第1号について、案のとおり議決されたものとする。

#### ◆議決事項第2号「阪南市立公民館運営審議会委員の委嘱について」(中央公民館)

(教育長)

議決事項第2号「阪南市立公民館運営審議会委員の委嘱について」中央公民館の説明を求める。

(中央公民館長)

委員の任期満了に伴い、阪南市立公民館条例第5条の2の規定に基づき、令和4年7月1日から令和6年6月30日までを任期として、新たに委員を委嘱したいので、教育委員会の議決を求める。

なお、委員13名のうち12名については前回の本会議で委員委嘱の議決をいただいたが、この度、遅れて所属団体からの推薦を受けた1名について議決を求める

ものである。

資料に基づき、説明する。

(教育長)

公民館運営審議会からは、平成28年、多世代交流や学校との連携、社会教育の推進など、公民館が取り組んでいかなければならない事項についてのご提言をいただいたが、ここ数年は指定管理者制度が議論の中心となっていた。新しい委員の皆様には原点に立ち返って公民館事業についての深い議論をお願いしたい。

他に、意見、質問等はないか。

(全員)

意見、質問等なし。

(教育長)

議決事項第2号について、案のとおり議決されたものとする。

#### ◆報告事項第1号「後援名義使用許可について」(教育総務課)

(教育長)

報告事項第1号「後援名義使用許可について」教育総務課の報告を求める。

(教育総務課長)

令和4年6月1日から6月30日までの間に教育委員会が後援し、名義の使用を許可した3件について、報告する。

1件目は、こども防災協会主催「こども防災&国際交流キャンプ」である。令和4年6月から令和5年3月にかけて、大阪府立青少年海洋センターを含む関西の5施設において、延べ6回、防災や英語、多文化共生を学ぶことができる小学生向けのキャンプが実施される。

2件目は、ぼれぼれ広場主催「第3回ぼれぼれマルシェ」である。令和4年7月24日、阪南市地域交流館土スペース及び体育施設に阪南市内外のプレイヤーが集い、阪南市を元気に盛り上げるためのまちおこしマルシェが開催される。

3件目は、社会福祉法人阪南市社会福祉協議会主催「夏休みボランティアDAY 2022」である。令和4年7月28日から8月27日まで、全5回にわたり、小学5年生から大学生等の青少年が様々なボランティア体験をする。

これらの事業は、阪南市教育委員会の後援等に関する規則第2条各号のいずれにも該当するとは認められないことから、名義の使用を許可したものである。

(教育長)

3件目、具体的にはどのようなボランティアをするのか。

(教育総務課長)

子育て総合支援センターにおける乳幼児とのふれあい体験、普段からの見守りボランティアを災害時に活かすという防災学習、年齢・性別・障がいの有無に関係なくみんなで助け合っ一つの作品を作りあげるアート活動などである。

(教育長)

他に、質問等はないか。  
(全委員)  
質問等なし。

◆**報告事項第2号「令和4年度第1回阪南市社会教育委員会議の議事録について」(生涯学習推進室)**

(教育長)

報告事項第2号「令和4年度第1回阪南市社会教育委員会議の議事録について」生涯学習推進室の報告を求める。

(生涯学習推進室長)

令和4年6月10日、全委員8名出席のもと開催した令和4年度第1回社会教育委員会議について報告する。案件は、(1)社会教育関係団体への補助金の交付について、(2)文化センター及び図書館指定管理者募集について(報告)、(3)次期議長・副議長の選出について、(4)その他、であった。

詳細は資料のとおりである。

(教育長)

ただいまの報告を受けて、質問等はないか。

(全委員)

質問等なし。

◆**その他案件①「教育委員会関連行事について」(各担当課)**

(教育長)

教育委員会に係る行事等について、その内容と主たる担当課を示している。各課の報告を求める。

<教育総務課>

7月12日 第2回阪南市立学校のあり方検討委員会

<学校給食センター>

【延期】 献立委員会 7月14日→8月29日

<学校教育課>

7月29日 海洋教育研修会

<生涯学習推進室(文化センター)>

7月30日 サラダフェスタ



<図書館>

- 7月30日 夏休み企画：ジーナ先生の英語おはなし会
- 7月30日 まちライブラリー@サラダホール主催のトークイベント
- 8月 5日 令和4年度第1回図書館協議会
- 8月9日・11日 電子図書館体験会
- 8月23日 夏休み工作教室

<公民館>

- 7月22日・29日 [尾崎公民館] フレイル予防講座 (全2回)
- 7月27日・29日 [西鳥取公民館] 夏休み子ども公民館クラブ体験講座
- 8月13日・24日 [東鳥取公民館] スマホ相談会

※いずれも7月22日現在の実績・予定

(教育長)

ただいまの報告を受けて、質問等ないか。

(全員)

質問等なし。

◆その他(教育長)

(教育長)

各校における新型コロナウイルス感染症の状況はどうなっているか。

(学校教育課長)

先週から感染者数が急増しており、今週は学級の臨時休業が1件と、学級の臨時休業をしていたが学校全体への広がりが見られたため、学校全体を臨時休業としたのが1件あった。後者の学校の学校長に先ほど確認したが、本日全ての子どもの「健康観察」を実施したところ、それ以上の拡大は見受けられなかったとのことである。両校では1学期の終業式が実施できなかった、あるいは実施できなかった学級があるため、来週以降、子どもたちの健康状態に留意しながら、通知表を渡したり夏休みの過ごし方について話をしたりする機会を設けるとのことである。

(教育長)

第7波の拡大の状況は、これまでとは様相を異にしているが、子どもたちの様子はどうか。

(学校教育課長)

今回は、一気に広がってきている印象がある。陽性者発生の報告があるたびに濃厚接触者の有無について調査しているが、学校での感染症対策は適正に行われているにも関わらず拡大している状況であり、その原因が特定できない。ただ、子どもたちは一時的に発熱するものの37度台で、それもすぐに下がり、その後は鼻水が

出るといった程度の症状である。先ほどの「健康観察」において、陽性者でも体温が37.5度を超える子どもはいないとの結果であった。

(水島委員)

私はクリニックに勤務しているが、海の日3連休明けは来院者数が3倍近くに増えた。今週の火曜日は勤務するクリニックだけで34名の方の陽性が判明し、そのうち半分は子どもであった。熱はあっても一過性のもので、発熱が続いて入院に至るようなケースは今のところない。ただ、多数の方が感染すると、重症化する方が出てきてしまう可能性も高まるので注意する必要がある。幸い、学校は今週夏休みに入ったため、学習への影響は少なくて済むだろう。

教職員でもコロナに罹患したり、濃厚接触者になったりして休まざるを得ないケースが出ており、出勤している方たちに大きな負担がかかっているようだ。教育委員会事務局からも、可能な限り、学校現場のサポートをしていただきたい。

(生涯学習部副理事)

ご指摘のとおり、先週からの感染の急拡大を受け、3連休明けは各校との連絡事務にかかりきりという状況であった。子どもたちだけではなく、教職員にも陽性者や濃厚接触者が出ており、各校のコロナ対応等における教職員の事務負担が軽減するよう、できるだけサポートしている。

(八田委員)

ここ何日か、亡くなった中学生に関する他市教育委員会事務局の対応について、批判的な報道がされている。亡くなったことを遺憾に思う一方で、そういう状況に至った原因が何かあったのだろうと推察している。本件を他山の石とし、同様のことが起こらないよう、コロナ禍で不登校の状態にある子どもたちに対してきめ細やかな対応をしていかなければ、と改めて感じた。

(教育長)

同じ教育委員会事務局として、この事例に学ぶべきところは必ずたくさんあるので、他人事とはせず、学び、考えていきたい。

(教育長職務代理者)

新型コロナウイルス感染症の急拡大を受け、修学旅行など、秋以降の学校行事のあり方について検討する必要があると考える。状況に応じた対応方策等、あらかじめ用意しておくべきと考える。

(教育長)

状況が刻一刻と変化する中、市教委としての方針を定めることなく2学期をスタートすることはできないと考え、8月中旬に臨時の校長会を開催する予定である。そこで2学期以降の学校行事等のあり方について指示したいと考えている。修学旅行の中止・延期・変更等にかかるキャンセル料について、既に手立てができているのは、安心材料の一つとなっている。

次回の令和4年第8回定例教育委員会は、令和4年8月26日金曜日午後2時00分から阪南市役所第3・4会議室で開催したいが、いかがか。

(全員)

異議なし。

(教育長)

令和4年第7回定例教育委員会を閉会する。

以上